

## 仕 様 書

### 第 1 件名

令和 3 年度下請取引適正化推進講習会に係るウェブアンケート業務

### 第 2 業務の内容

公正取引委員会は、下請取引の適正化を推進するため、毎年 1 1 月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っており、その取組の一環として実施する下請取引適正化推進講習会を今年度はオンラインで動画を視聴する方式により実施することとしたため、当該講習会動画を視聴した受講者を対象としてウェブアンケート（以下単に「アンケート」という。）を実施するものである。アンケートは、受講者が専用のウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）にアクセスして回答する方式とし、以下の一連の作業を委託するものである。

#### 1 アンケートの実施概要

実施予定期間：令和 3 年 1 1 月 1 日（月）から令和 4 年 3 月 2 5 日（金）

対象者数：アンケート実施予定期間中に 1 0, 0 0 0 回の再生があると見込んで、回答件数 3, 0 0 0 件を想定。

#### 2 アンケート画面等の設計

- (1) 受託者は、専用ウェブサイトを設置すること。受託者は、T L S（S S L）機能を用いて当該専用ウェブサイトを暗号化すること。この際、受託者側において T L S（S S L）の証明書を取得すること。受託者は、公正取引委員会が作成したアンケートの設問の内容を改変しない形で、アンケート画面を設計すること。

なお、設問内容等の詳細については、別途、公正取引委員会から提示する。

- (2) 受託者は、ウェブアンケートの URL を速やかに作成すること。

- (3) 受託者は、アンケートについて次のとおりの仕様とすること。

ア アンケート画面については、P C でもスマートフォンでも回答が行えるように回答用の画面を設計すること。

イ 設問は全体で 1 5 問程度とし、回答は選択式とする。

ウ 受講者が全ての回答を終えてその内容を送信する前段階において、受講者が設問及び回答内容を確認できること。また、修正が必要な回答があった場合は、当該設問に戻って回答内容を修正できるようにすること。

エ アンケート実施期間中、公正取引委員会が受講者の回答件数及び回答内容を一覧表等で確認できるようにすること。

- (4) 受託者は、アンケート画面のほか、受講者の回答状況を確認できるもの（イメージ）、成果物（イメージ）について、アンケート実施前にあらかじめ公正取引委員会の確認を受

けること。

- (5) 受託者は、アンケート画面について、公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は、必ず反映すること。
- (6) 受託者は、前記(5)の必要に応じた修正、確認テスト等を経て、調査実施期間の3営業日前（令和3年10月27日（水））までにアンケート画面の構築を完了させること。

### 3 アンケート実施期間における技術的対応及び操作マニュアルの作成等

- (1) 受託者は、アンケート実施期間中、受講者が専用ウェブサイトにアクセスすることができない若しくは正常に回答することができないなどの不測の事態が生じた場合には、直ちに対応すること。
- (2) 受託者は、アンケートの入力に係る操作マニュアル及びFAQを作成すること。また、アンケート実施期間中、必要に応じてアップデートを行うこと。当該マニュアル等は、作成又はアップデートを行う都度公正取引委員会の確認を受け、修正事項があれば反映させること。

### 4 納入

- (1) 受託者は、アンケート実施期間の終了時にアンケート結果のローデータを公正取引委員会が指定した形式（マイクロソフト社Excel）で作成し、電子メールにより下記納入場所に納品すること。
- (2) 受託者は、納入後、納入物の不備等について公正取引委員会の指摘を受けた場合は、速やかに修正等に応じること。

#### 【納入場所】

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階  
公正取引委員会事務総局取引部企業取引課指導係

#### 【納入期限】

令和4年3月28日（月）

### 第3 受託者が講ずべき措置等

#### 1 秘密の保護・情報の適正管理

- (1) 本件業務を履行する過程において取得した情報を本件業務以外の目的に使用してはならず、いかなる理由があっても他に漏らすこと、第三者（子会社を含む。以下同じ）への複製、貸与及び提供を禁止する。
- (2) 本件業務を遂行する前に、作業に使用する機器がウイルスに感染していないか、Winny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされていないか等の情報漏えいの危険性について必ず確認すること。ウイルスの感染やファイル交換ソフトがインストールされてい

ることが判明した際には、当該機器を使用しないこと。

- (3) 悪意ある第三者による設問内容（注意点の記載を含む。）の改ざん、回答データの流出を防止するために必要な措置を必ず講じること。
- (4) 本件業務において制作・記録・保存した中間データ及び成果物の電子データについて、本件業務完了後、速やかに当該ファイルを削除するのみではなく、削除した電子データがいかなる方法によっても復元されることのないように、論理的消去等による当該電子データの完全な消去を行い、本件業務完了後は当該データを保存・蓄積しないこと。電子データを消去する際には公正取引委員会の承認を受けるとし、一切の電子データを削除したことを確認した上で、その旨を記した書面を令和4年3月31日（木）までに公正取引委員会に提出すること。

## 2 その他

- (1) 公正取引委員会が必要と認めた場合、公正取引委員会の担当者が業務の実施場所へ赴き、本業務の実施体制や作業の正確性、情報の管理状況等を確認するものとする。
- (2) 本仕様書に定められた方法以外の方法を採用している事実や作業ミス等が認められた場合は、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、公正取引委員会の指示に従い、速やかに是正すること。  
公正取引委員会は必要に応じて本業務の進捗状況について説明を求めるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度公正取引委員会と協議の上で決定し、又は公正取引委員会の指示に従うものとする。
- (4) 本業務に係る業務の円滑な遂行を実現するため、作業遂行上の問題や課題等の早期発見に努め、主体的かつ迅速にその解決に取り組むこと。
- (5) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。
- (6) 見積書の提出をもって別添1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。
- (7) 本件業務を受注した者は、受注後速やかに別添2「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

## 第4 見積り合わせ参加資格

見積り合わせに参加する者は、以下の条件を満たしていること（その他条件について、オープンカウンター方式による見積り合わせの公示を参照すること。）。

- 1 見積り合わせ参加者は、見積書提出前にあらかじめ企業取引課から本仕様書について説明を受けることとし、説明を受ける者は本業務に責任を持って対応できる者とする。なお、当該説明を受けるに当たり、企業取引課に連絡した上で日時等を調整すること。
- 2 ISMS適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク制度の登録を受けていること。
- 3 官公庁が発注する同様の業務を直近3年間に於いて複数回行った実績を有すること。

## 第5 見積り合わせの手続

### 1 見積書の提出

#### (1) 提出期限

令和3年10月5日（火）正午

#### (2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

#### (3) 提出方法

電子メール，FAX，郵送又は持参

#### (4) 提出書類

ア 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ ISMS適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク制度の認証取得の証明書の写し

エ 直近3年間において官公庁が発注する同様の業務を複数回行った実績を有することを証する資料（様式自由。ただし、発注官公庁、業務の履行期間、業務の内容・規模等を具体的に明示し、本件と同様の業務であることが分かる内容であること。）

### 2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者のみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

## 第6 問い合わせ先

### 1 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部企業取引課指導係

担当：齋藤，大嶋

電話：03-3581-3375

### 2 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

【参考】業務の流れ

	公正取引委員会の作業	受託者の作業
画面の設計	①ウェブアンケートの設問内容を交付	
		②ウェブアンケート画面案の設計
	③ウェブアンケート画面案の確認（必要に応じて修正事項を指示・指摘）	
		④ウェブアンケート画面案の修正・確定
ローデータの設定及び集計機能の構築	⑤ウェブアンケートにおける回答データ（ローデータ）の出力形式の設定，ローデータの集計機能の設定等について協議	
		⑥⑤で協議した結果に基づく各種設定及び機能等の構築
マニュアル等の作成		⑦ウェブアンケートに係る簡単なマニュアルの作成
アンケート実施期間中の対応等	⑧⑦のマニュアルに基づき回答者からの問い合わせに対応	⑨⑧のマニュアルに基づく対応では対応できない事象への追加対応及び当該追加対応に基づくマニュアル改訂等への対応
納品	⑩令和4年3月31日までに⑩による納入物の確認検査	⑩実施期間終了時点における回答データ（ローデータ）の納入及び納入後のデータ削除並びに削除した旨の書面の提出（書面の提出が遅くとも令和4年3月31日）

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

## 情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「令和3年度下請取引適正化推進講習会に係るウェブアンケート業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせることはできないこと。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先